平成２７年（フ）第６７号
高知市河ノ瀬町67―１　Ａ21、住民票上の住所高知市河ノ瀬町67番地１　改住Ａ20号
債務者　植村　　司
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１号
沖縄県宮古島市平良字松原561番地５　ヌーザックＣ号
債務者　西川　幹丸
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第２号
沖縄県宮古島市平良字松原561番地５　ヌーザックＣ号
債務者　西川　雅子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第７９号
札幌市中央区北７条西21丁目２番６―302号
債務者　宮田　浩樹
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１１号
札幌市中央区南15条西15丁目１―30　花園病院４階、住民票上の住所札幌市豊平区中の島１条９丁目５番12―210号
債務者　平岡シミ子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６２号
札幌市東区北22条東１丁目３番28号　鳳永荘１号
債務者　宇佐美　剛
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１５号
札幌市東区北20条東16丁目２番３―601号
債務者　加藤　茂樹
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１６号
札幌市東区北20条東16丁目２番３―601号
債務者　加藤　理恵
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１５号
札幌市西区西野２条８丁目２番１―207号
債務者　酒井　洋教
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６２号
北海道恵庭市恵み野東７丁目７番101
債務者　益村　直人
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６７号
札幌市白石区栄通６丁目17番９号　１階
債務者　中元ひとみ
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７１号
北海道石狩市八幡４丁目165番地　八幡団地52Ｃ―103
債務者　小笠原公子（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７５号
札幌市中央区南14条西１丁目１番８―202号
債務者　山本　　泉
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７９号
北海道江別市東光町20番地の15
債務者　芳形　建耶
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８７号
北海道北広島市新富町西２丁目５番地６　新富マンションＣ号
債務者　荒木　康司
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１０号
札幌市厚別区厚別中央１条５丁目５番１―1309号
債務者　稲村　　優
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１７号
札幌市白石区北郷３条９丁目３番３号　カーサＴＩＫＩ北郷208号
債務者　飯塚　栄一
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部